

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

相生市長 谷口 芳紀

市町村名 (市町村コード)	相生市 (28208)	
地域名 (地域内農業集落名)	矢野地区 (下田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月12日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・従来から大規模農家が多く、多くの地区内農地保有者から委託を受け耕作、他は数件の高齢農家が守っているが、大規模農家にとって効率の悪い田も多く、集約にあたって委託希望者との乖離が大きな課題である。
・耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理は、大きな負担となっており、農地を維持していくためには、地域全体として農地を守っていくための協力体制・組織をどう構築するかが大きな課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・担い手である、大規模農家と自作希望の小規模な特色ある農家との組合わせで地域農業を維持して行く。
・地形的に獣害の影響を受けやすく、作物だけでなく農用地・法面・水路も被害を受けることも多いため、地域全体で農用地の維持管理できる組織強化を図る。
・作物については、直売所も近い利点を活かし、消費者のニーズを市とも連携・把握のうえ、小規模農家でも可能な作物耕作を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
中心となる担い手への集積は多いものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の集約化(農地バンク活用)を促進するため機構また業務の一部を委託されている市と連携しながら、 ①集落内の農地貸し手(将来の貸し手含め)に対して、機構の事業概要の理解活動(農地集積の主旨)を継続して進める。 ②集落内で担い手の継続的な確保に向け、担い手との円滑な関係構築、また後継者確保活動と併せ、地域計画に沿った集約化(農地バンク活用)を担い手の理解を得ながら進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の経年劣化が心配される。今後、集落で事業への取り組みについて協議を進めていく。水利施設等については、受益者等と連携し、適期に補修・更新対策を行うなど計画的な更新及び維持管理に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ、市、県及び●●と連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、委託による実施を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①山際に獣害防護柵はあるものの、公道や河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による防護柵の点検箇所の周知活動に取り組む。 ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料栽培に努める。 ③作業の省力化、効率化に向けて、スマート農機の導入について検討する。 ⑦担い手及び地区住民が連携協力し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。				